

4. 景観形成の考え方・区域の指定等

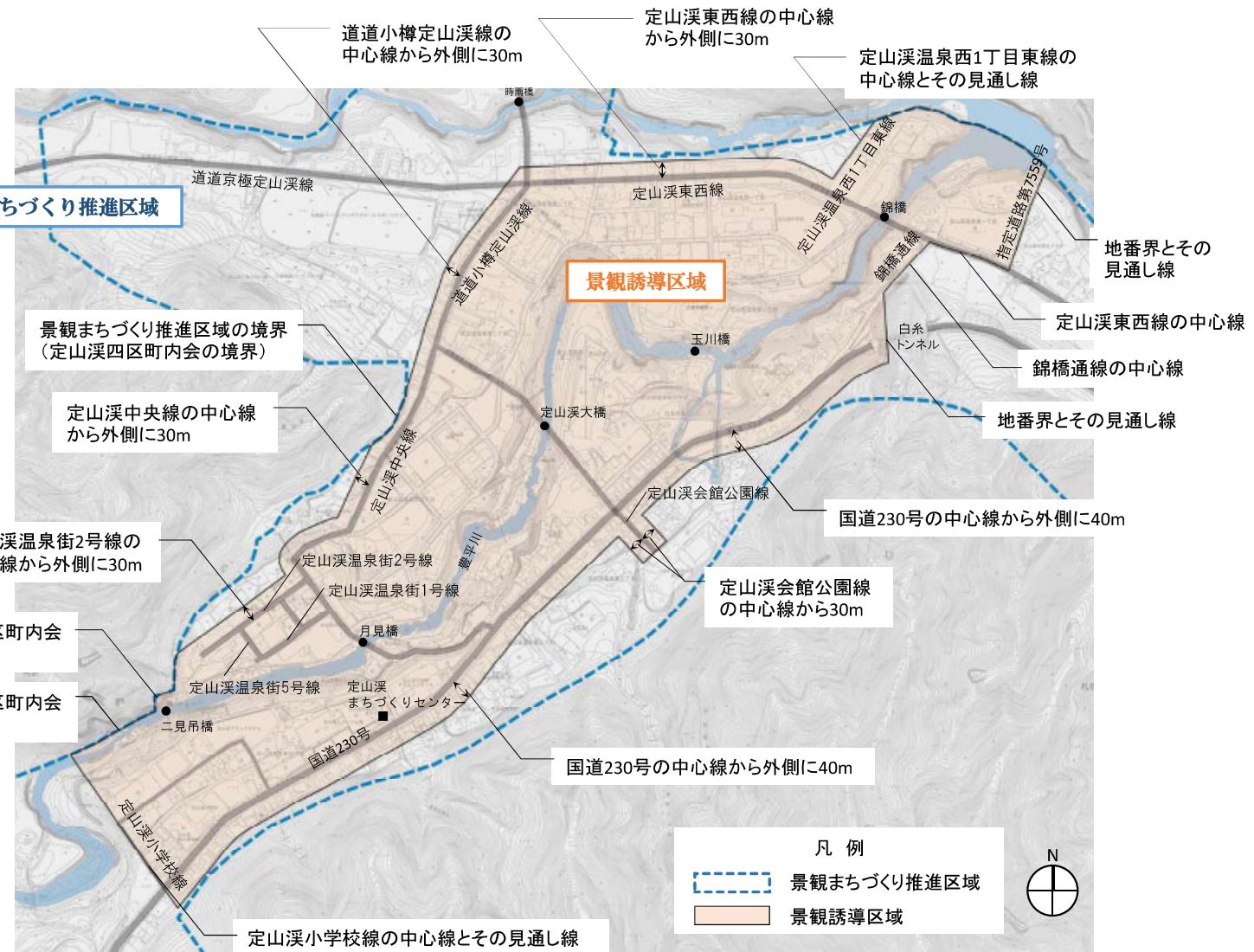
目標・方針を踏まえ、当地区における景観形成のための基準を定めます。

なお、この基準は当地区の地域特性を踏まえて特に重視すべき基準として定めており、札幌市全域における基準（景観法に基づく景観計画区域における景観形成基準）に加えて適用するものとします。以下に区域や眺望点等について説明します。

■景観まちづくり推進区域及び

景観誘導区域

国道230号
定山渓中央線（市道60-0042）
定山渓会館公園線（市道60-0045）
定山渓温泉街1号線（市道60-0052）
定山渓温泉街2号線（市道60-0053）
定山渓温泉街5号線（市道60-0840）
道道小樽定山渓線（道道00-0001）
定山渓東西線（市道60-0973）
定山渓温泉西1丁目東線（市道60-0190）
定山渓東西線（市道60-0973）
錦橋通線（市道60-0142）
定山渓小学校線（市道60-0055）



景観まちづくり推進区域



周囲の自然環境との調和を図りながら、温泉地としての良好な景観の形成に向けて、取組を段階的に進めていく区域です。

(定山渓二、三、四、五、六区内会、及び定山渓一区内会の一部、定山渓八区内会の一部)

景観誘導区域



「景観まちづくり推進区域」のうち、定山渓温泉を代表する特徴的な景観を有し、温泉観光地としての魅力的な景観づくりを進める上で地域住民や事業者等が特に重要だと感じている路線や橋からの眺望を設定した区域です。

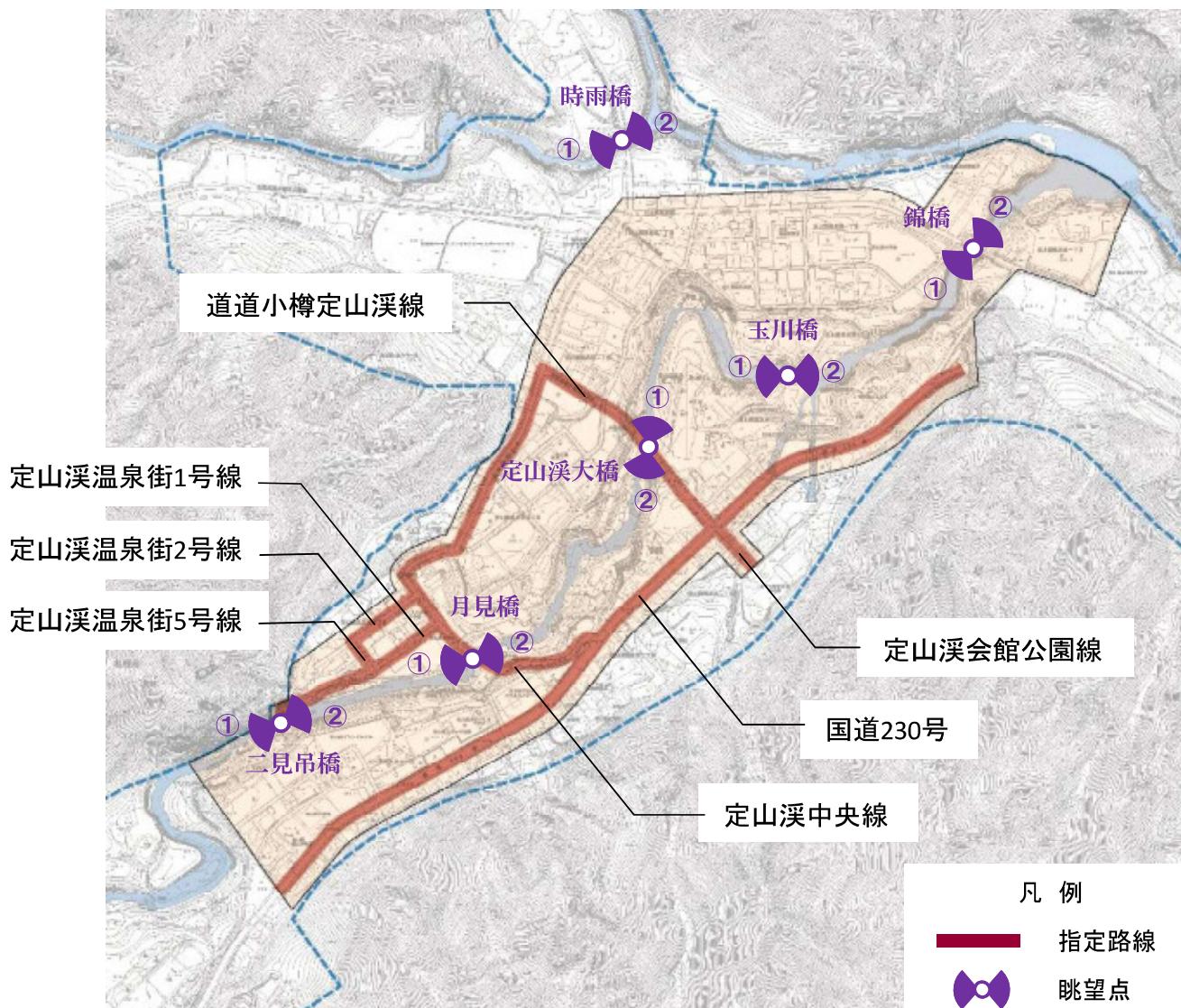
この区域では、届出制度※などと連動し、より積極的に良好な景観形成を進めていきます。

「景観誘導区域」は、国道 230 号に関しては道路中心線から外側に 40m の範囲、その他の主要道路では該当路線の道路中心線から外側に 30m の範囲を境界（一部の路線では道路中央線を境界）、その他地番境界等で囲まれた範囲と対象とします。なお、上記による誘導区域（道路中心線から外側に 30m もしくは 40m）の境界が、推進区域の範囲を超える場合は、推進区域を優先します（国道 230 号の拡幅後も含む）。

届出制度：一定の規模を超える建築物の新築や外壁改修などの行為を行う場合、札幌市へ届出を行い、基準への適合等について協議する制度

■指定路線及び眺望点

上記の景観誘導区域のうち、特に重要な路線や渓谷沿いの眺めについては、以下のとおり「指定路線」及び「眺望点」として位置付け、魅力的な景観形成を推進します。



指定路線

国道230号は、定山渓地区への主要なアクセス路線であり定山渓温泉の玄関口となること、また、定山渓中央線や道道小樽定山渓線、定山渓会館公園線などは、温泉街の中心部を通る主要な道路であり、定山渓温泉の顔となる場所であるとともに、地域の皆さんのが景観上特に重要なと感じている路線です。

来訪者を出迎え、そぞろ歩きを楽しんでもらう雰囲気を醸成し、温泉地の賑わいやおもてなしの心を感じる景観形成を誘導するため、指定路線として位置付けます。

(国道230号、定山渓中央線、道道小樽定山渓線など)

眺望点

豊平川に架かる橋は、渓谷沿いの豊かな自然と宿泊施設などの建築物が織りなす定山渓らしい景観を堪能できる眺望点であり、地域の皆さんのが景観上特に重要なと感じています。

来訪者にとって魅力的で、地域の人々にとって誇りに思えるよう、定山渓の特徴である渓谷美を守り生かす景観形成を誘導するため、これらの地点を眺望点として位置付けます。

(二見吊橋、月見橋、定山渓大橋、玉川橋、錦橋、時雨橋)

■眺望点からの眺め (イメージ写真)

二見吊橋①



月見橋①



定山渓大橋①



二見吊橋②



月見橋②



定山渓大橋②



玉川橋①



錦橋①



時雨橋①



玉川橋②



錦橋②



時雨橋②

